

記号		番号									
93-	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	

様式業第4号1

《記入見本》 被保険者資格喪失届 組合員の家族が減った時

☆色付けされた部分のみ記入(入力)してください。

出張所長

※太ワクの中を記入してください

氏名		続柄	性別	生年月日	マイナンバー (個人番号)
ケンセツ 建設	ハナコ 花子	妻	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	5.昭和 7.平成 9.令和 62 1 25	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
ケンセツ 建設	ヨシコ 良子	子	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	5.昭和 7.平成 9.令和 20 12 10	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8
			<input type="checkbox"/> 男	5.昭和 7.平成 9.令和	
			<input type="checkbox"/> 女	5.昭和 7.平成 9.令和	
			<input type="checkbox"/> 男	5.昭和 7.平成 9.令和	
			<input type="checkbox"/> 女	5.昭和 7.平成 9.令和	

資格喪失年月日		資格喪失証明書
令和	年 月 日	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 未交付
		身元確認
回収日		<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証
年 月 日		

該当する場合、数字に○をつけ、自署してください。

誓約欄

1. (氏名：)
の被保険者証(資格確認書)は紛失したため返納できませんが、喪失後の診療費等については貴組合に迷惑をかけることを誓約いたします。

2. 届出が遅れ、喪失後に診療費が発生した場合については貴組合に迷惑をかけることを誓約いたします。
(※ 事実発生日から14日以上経過している場合)

組合員氏名 (自署のみ) 建設 太郎

届出や申請には本人確認(身元確認)のため別紙確認書類が必要となります。
手続きの方法によって、確認方法が異なりますので、「手続きの際の身元確認について」をご参照ください。

資格喪失する理由	
<input checked="" type="checkbox"/> 2. 被用者保険加入 (協会けんぽ・共済組合等)	<input type="checkbox"/> 9. その他
<input type="checkbox"/> 3. 生活保護適用	<input type="checkbox"/> X. 当国保組合内での異動 (組合員 ⇄ 家族)
<input type="checkbox"/> 4. 死亡	<input type="checkbox"/> Y. 組合員が広域連合加入によりその家族が公営国保に加入
<input type="checkbox"/> 6. 転出、公営国保加入	<input type="checkbox"/> Z. 障害認定により広域連合加入
<input type="checkbox"/> 7. 他の国保組合加入	新番号 (93- -)

※喪失日・喪失理由が異なる場合には別々の届出書を使用してください。

上記のとおり届けます。

全国建設工事業国民健康保険組合 理事長殿

令和 6 年 12 月 2 日
組合員住所 東京都 中央区 日本橋箱崎町12番4号
組合員氏名 (自署のみ) 建設 太郎

納付保険料	区分	月分 ~	月分	円	家族数	名 →	名
備考							
④ 障害認定							() 同時

本部登録	支部登録
.	.

支部受付日印

本部受付日印

<必要書類>

- 身元確認(本人確認)書類
- 喪失理由を確認できる各種証明書
 - 2.被用者保険加入(協会けんぽ・共済組合等) → 加入日が確認できる加入した先の資格確認書の写し
または資格情報のお知らせの写し
 - 3.生活保護適用 → 生活保護適用証明書
 - 4.死亡 → 死亡日が確認できる住民票、戸籍謄本、死亡診断書、死亡検案書のいずれか
 - 6.転出、公営国保加入 → 加入日が確認できる加入した公営国保の資格確認書の写し
または資格情報のお知らせの写し
 - 7.他の国保組合加入 → 加入日が確認できる加入した先の資格確認書の写し
または資格情報のお知らせの写し
 - 9.その他 → 厚生年金喪失確認通知書 等
 - X.当国保組合内での異動
 - Y.組合員が広域連合加入により → 加入日が確認できる加入した公営国保の資格確認書の写し
その家族が公営国保に加入 → または資格情報のお知らせの写し
 - Z.障害認定により広域連合加入 → 加入日が確認できる加入した広域連合の後期高齢者医療資格確認書の写し
- その他必要書類(支部・出張所にご確認ください。)

<注意>

- ・住民票は、省略がなく、証明日から3ヶ月以内のもので原本を提出してください
 - ・資格喪失時に診療中の医療機関があったら、窓口で新しい資格確認書やマイナ保険証を提示してください
- ※資格喪失後に当国保組合の保険で受診すると、後日、医療費を返していただくことになります

変更・異動があったときは、必ず14日以内に所属する支部・出張所に届出をしてください

- ・家族の中に就職、結婚、出産等により被保険者資格に異動があったとき
- ・事業所の内容(事業所形態、名称、住所、業種等)に変更があったとき
- ・住所等に変更があったとき
- ・他の保険に加入したとき